

令和4年3月15日

都市整備委員長
寺本義勝様

都市整備委員会委員 高本 一臣
坂田 誠二

議第52号「熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について」
に関する附帯決議（案）

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

別紙

都市整備委員会附帯決議（案）

議第 52 号「熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について」
に関する附帯決議

議第 52 号「熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について」は、集落内開発制度指定区域の法的な有効性を担保することを目的として、都市計画法改正に伴い規定の整備を行うものである。

しかしながら、本改正案は、対象区域における今後の土地利用に多大な影響を及ぼすにもかかわらず、その改正内容と具体的な影響について、市民への周知が不十分でありかつ理解が得られていないこと、また、改正後の詳細な運用基準等が不確定であることが懸念される。

よって、条例の運用に当たっては、浸水想定区域と同様に、土砂災害警戒区域についても安全上の対策を条件に付して集落内開発制度から一律に除外しない対応を図ることに加え、集落内開発制度の区域見直しが予定されている令和 7 年までの猶予期間を設けるとともに、その間に地域の実情に配慮した運用基準等を定め、市民への周知と理解の促進に努めるよう強く要請する。

以上、決議する。